

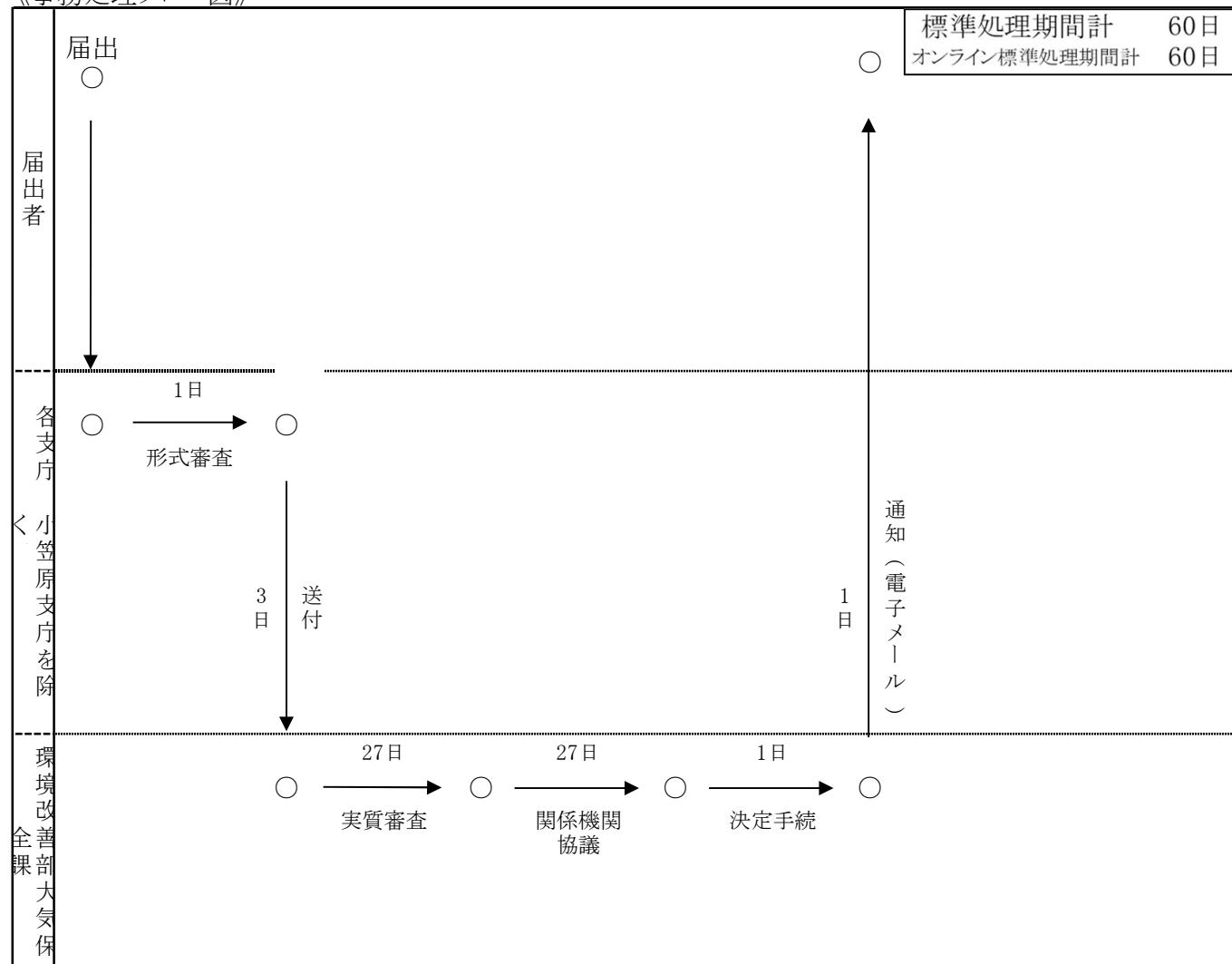
(平成30年4月1日更新)

事務処理フロー図

事務名 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設変更届出

作成部署 環境局環境改善部大気保全課大気担当 電話42-355

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	提出された届出書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	送付	形式審査が終了した届出書を処理機関である環境改善部大気保全課へ送付します。
		(特別区及び小笠原支庁管内については、環境改善部大気保全課で受付、形式審査を行います。)
3	実質審査	届出書の内容について審査基準(法第8条の排出基準及び第10条の総量規制基準)を満たしているかどうかを審査します。
4	関係機関協議	水質排出基準に係る適合状況について自然環境部水環境課と協議をします。
5	決定手続	審査結果について、大気保全課長が決定します。
6	通知	届出者に審査結果を通知します。(審査基準に適合しないと認めるときは、計画変更その他必要な措置を命令します。)